

月報ハローワーク三島

平成29年2月号

三島公共職業安定所

TEL 055-980-1300

伊東出張所

TEL 0557-37-2605

熱海市ふるさとハローワーク

TEL 0557-82-8655

伊豆市地域職業相談室

TEL 0558-74-3075

平成29年度

雇用保険料率を引き下げる

法律案を国会に提出しました！

平成29年4月1日以降の失業等給付の雇用保険料率を労働者負担・事業主負担ともに1/1,000ずつ引き下げるための法律案を国会に提出しました（雇用保険二事業については引き続き3/1,000の予定です）。

仮に法律案の内容が修正されずに国会で成立した場合における平成29年4月1日から平成30年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりとなります。

【平成29年度 雇用保険料率】※法律案が修正されずに国会で成立した場合

負担者 事業の種類	①	②		① + ②	
	労働者負担 (失業等給付の 保険料率のみ)	事業主負担	失業等給付の 保険料率	雇用保険二事業の 保険料率	雇用保険料率
一般の事業	3/1,000 (4/1,000)	6/1,000 (7/1,000)	3/1,000 (4/1,000)	3/1,000 (3/1,000)	9/1,000 (11/1,000)
農林水産、 清酒製造の事業	4/1,000 (5/1,000)	7/1,000 (8/1,000)	4/1,000 (5/1,000)	3/1,000 (3/1,000)	11/1,000 (13/1,000)
建設の事業	4/1,000 (5/1,000)	8/1,000 (9/1,000)	4/1,000 (5/1,000)	4/1,000 (4/1,000)	12/1,000 (14/1,000)

() 内は平成28年度の保険料率です。

ご注意ください!!

上表の平成29年度雇用保険料率は、法律案の内容です。法律案が国会で成立すれば決定となりますが、国会での審議スケジュールも未定です。雇用保険料率が決定した場合には、厚生労働省ホームページ等で速やかにお知らせします。

〈お問い合わせ〉 ハローワーク三島 雇用保険課適用係

TEL 055-980-1304 FAX 055-987-6444

求職者とのトラブル防止のため

求人内容を明確に記載しましょう！


求人票に求人内容が明確に記載されていないことにより、「求人票記載内容と実際が異なっている」との求職者からの相談がハローワークに多く寄せられています。トラブルを防止し、より良い人材の確保・定着のためにも求人内容を明確に記載するようお願いいたします。

【求人票記載内容に関係する求職者からの申出（約1万件）】（平成27年度厚生労働省職業安定局調べ）

- 求人票の内容が実際と異なる→36%
- 求人者の説明不足→23%

正確かつ明確な労働条件の明示は、以下の理由で必要とされています。

- ①法律による義務 「求人者は安定所に対して求人申込みを行う際に労働条件の明示義務がある。（職業安定法第5条の3第2項）」
- ②労働者保護 求職者は、求人内容が実際の労働条件と異なる正確なものと考えています。悪意による虚偽記載でなくてもあいまいな記載は誤解を招く原因となります。

貴社の求人票を  してみましょう！	
賃金	<input type="checkbox"/> 実際の賃金額が求人票の「賃金」欄に記載した額と同じ
	<input type="checkbox"/> 採用面接時に求人票に記載した賃金と同じ額を提示している
	<input type="checkbox"/> 求人票の「基本給」欄には固定残業代（※）を含めていない （※）実際の時間外労働、休日労働および深夜労働の有無にかかわらず、一定時間分の時間外労働、休日労働および深夜労働に対して、その名称にかかわらず定額で支払われる割増賃金
時間	<input type="checkbox"/> 実際の就業時間が求人票の「就業時間」欄に記載した時間を超えていない
	<input type="checkbox"/> 採用面接時に求人票に記載した就業時間・休憩時間と同じ時間を提示している
職種	<input type="checkbox"/> 求人予定の職種や仕事内容が、求人票の「職種」、「仕事の内容」欄と同じ
	<input type="checkbox"/> 採用面接時に求人票に記載した職種や仕事内容を提示している
選考	<input type="checkbox"/> 求人票に記載した選考結果通知までの日数内に連絡している
	<input type="checkbox"/> 不採用者の履歴書は選考後は速やかに返却（または破棄）している
	<input type="checkbox"/> 労働契約締結時には、労働条件通知書等により労働条件を明示している

以下の事例を参考に、正確で明確な求人条件を明示しましょう！

●賃金● 「求人票よりも低い賃金額を提示され、戸惑いました。」

「基本給（月額平均）」または「時間額」欄には実際に支払う用意のある額を記載してください。記載された下限額を下回る額を求職者に提示することはできません。

●固定残業代● 「求人票には記載がないのに、面接に行ったら固定残業代があると言われました。」

固定残業代を設けている場合は、以下の①～③すべてを記載してください。

- ①固定残業代を除いた基本給の額
- ②固定残業代に関する労働時間と金額等の計算方法

③固定残業時間を超える時間外労働等に対しては割増賃金を追加で支払うこと

固定残業代の記載方法（例）

「時間外手当は、時間外労働の有無にかかわらず〇〇時間分を固定残業代として支給し、
〇〇時間を超える時間外労働分については追加で支給する。」

●時間● 「採用担当者から、休憩時間は求人票よりも少ないと言われました。」

求職者は、求人票に記載された時間が実際の時間と同じであると期待し応募します。異なる時間を提示する場合はハローワークへご相談ください。

●職種● 「応募した求人とは異なる別の職種で採用したいと言われました。」

「職種」は雇入れようとする労働者が実際に携わる仕事内容を表します。求人申込み時によくご検討のうえ記載していただくようお願いします。

なお、求職者の能力、適性等から別の職種で採用を希望する場合は、求職者へ説明する前にハローワークへご相談ください。

●雇用形態● 「求人票には正社員とありましたが、試用期間中は契約社員だと言われました。」

「試用期間」とは、1つの雇用契約の最初の一定期間を職務適性を見極めるための試用の期間と扱うことです。

（例1）正社員として雇用後に、一定期間の試用期間を設ける場合

求人申込時には、試用期間後の正社員の労働条件を記載し、試用期間中の労働条件として「同条件」または「変更あり」を選択します。なお、「変更あり」の場合は「備考」欄等に試用期間中の労働条件を記載してください。

（例2）契約社員として雇用後に、正社員登用する場合

契約社員として短期の雇用契約を結び、その間に適性を見極めてから次の雇用契約を結ぶ場合があります。この場合、最初の契約と次の契約を別契約とするかどうかを検討してから求人申込みをお願いします。別契約とする場合は、最初の契約は「試用期間」とはなりません。求人票には最初の有期雇用契約の労働条件を記載し、次の契約時の労働条件を「備考」欄等に記載してください。

●選考結果連絡● 「選考結果通知の日数を過ぎても事業所から連絡がなく不安です。」

求職者は、求人票に記載されている日数内に選考結果の通知があるものと期待しており、結果が判明するまでは他の求人への応募を控える求職者もいます。選考に時間がかかっている等何らかの理由で通知が遅れる場合は、記載した日数までに、求職者へ連絡が遅れる旨の連絡を行っていただくようお願いします。

「労働条件通知書」を交付しましょう！

労働者と労働契約を締結する際は、賃金、労働時間その他の労働条件について、労働者に対して書面の交付により明示しなければなりません（労働基準法第15条、同法施行規則第5条）。この要件を適切に満たすため「労働条件通知書」を活用しましょう。

●求人票に明確な記載をしておけば、トラブルは防げます！

●ハローワークでは、求人票の記載方法についてアドバイスをを行っていますので、お悩みの場合にはぜひご相談ください。

有効求人倍率の推移

	H27.12月	H28.1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
三島所	1.56	1.44	1.45	1.48	1.32	1.22	1.28	1.27	1.38	1.36	1.36	1.44	1.58
三島	1.56	1.45	1.44	1.44	1.30	1.15	1.21	1.18	1.27	1.26	1.30	1.37	1.46
伊東	1.55	1.42	1.50	1.60	1.39	1.46	1.57	1.61	1.76	1.71	1.57	1.72	2.01
静岡県	1.25	1.24	1.25	1.27	1.36	1.35	1.34	1.36	1.34	1.36	1.39	1.41	1.42
全国	1.27	1.28	1.28	1.30	1.34	1.36	1.37	1.37	1.37	1.38	1.40	1.41	1.43

(注) 静岡県・全国は季節調整値

職業紹介関係主要指標

項目	年月	平成28年12月	平成28年11月	平成27年12月	対前月 増減率(差)	対前年同月 増減率(差)	
		1 新規求職申込件数	835	891	835	▲ 6.3%	0.0%
I 全 数	2 月間有効求職者数	3,824	4,116	4,080	▲ 7.1%	▲ 6.3%	
	3 新規求人数	2,254	1,961	1,998	14.9%	12.8%	
	4 月間有効求人数	6,035	5,940	6,351	1.6%	▲ 5.0%	
	5 紹介件数	1,042	1,233	1,265	▲ 15.5%	▲ 17.6%	
	6 就職件数	327	334	353	▲ 2.1%	▲ 7.4%	
	7 充足数	263	280	315	▲ 6.1%	▲ 16.5%	
	8 新規求人倍率(3/1)	2.70倍	2.20倍	2.39倍	0.50P	0.31P	
	9 有効求人倍率(4/2)	三島本所	1.46倍	1.37倍	1.56倍	0.09P	▲ 0.10P
		伊東出張所	2.01倍	1.72倍	1.55倍	0.29P	0.46P
	10 就職率(6/1 × 100)	39.2%	37.5%	42.3%	1.7P	▲ 3.1P	
	11 充足率(7/3 × 100)	11.7%	14.3%	15.8%	▲ 2.6P	▲ 4.1P	
II 一 般	12 新規求職申込件数	555	593	564	▲ 6.4%	▲ 1.6%	
	13 月間有効求職者数	2,437	2,641	2,703	▲ 7.7%	▲ 9.8%	
	14 新規求人数	1,129	956	1,023	18.1%	10.4%	
	15 月間有効求人数	3,040	3,096	3,215	▲ 1.8%	▲ 5.4%	
	16 紹介件数	728	823	878	▲ 11.5%	▲ 17.1%	
	17 就職件数	180	193	204	▲ 6.7%	▲ 11.8%	
	18 充足数	142	159	179	▲ 10.7%	▲ 20.7%	
	19 就職率(17/12 × 100)	32.4%	32.5%	36.2%	▲ 0.1P	▲ 3.8P	
20 充足率(18/14 × 100)	12.6%	16.6%	17.5%	▲ 4.0P	▲ 4.9P		
III パ ー ト タ イ ム	21 新規求職申込件数	280	298	271	▲ 6.0%	3.3%	
	22 月間有効求職者数	1,387	1,475	1,377	▲ 6.0%	0.7%	
	23 新規求人数	1,125	1,005	975	11.9%	15.4%	
	24 月間有効求人数	2,995	2,844	3,136	5.3%	▲ 4.5%	
	25 紹介件数	314	410	387	▲ 23.4%	▲ 18.9%	
	26 就職件数	147	141	149	4.3%	▲ 1.3%	
	27 充足数	121	121	136	0.0%	▲ 11.0%	
	28 就職率(26/21 × 100)	52.5%	47.3%	55.0%	5.2P	▲ 2.5P	
	29 充足率(27/23 × 100)	10.8%	12.0%	13.9%	▲ 1.2P	▲ 3.1P	

(注) (全数) = (一般) + (パートタイム)

(注) ▲は減少率(差)、Pはポイントである。

雇用保険関係主要指標

項目	年月	平成28年12月	平成28年11月	平成27年12月	対前月 増減率	対前年同月 増減率
		雇用保険 適用	適用事業所数	5,175	5,167	5,054
被保険者数	70,385		70,357	70,008	0.0%	0.5%
資格取得者数	699		789	770	▲ 11.4%	▲ 9.2%
資格喪失者数	659		749	706	▲ 12.0%	▲ 6.7%
離職票交付枚数	418		475	402	▲ 12.0%	4.0%
給付	受給資格決定件数	209	202	230	3.5%	▲ 9.1%
	受給者実人員	929	1,013	930	▲ 8.3%	▲ 0.1%

(注) ▲は減少率である。